

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第14号

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第14条（略）	<p>第1条～第14条（略）</p> <p><u>(開会方法の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。</u></p> <p><u>(1) 災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により会議の招集場所への参集が困難であると認める場合</u></p> <p><u>(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議の招集場所への参集が困難である委員からオンライン会議システムを活用した会議の開会の求めがある場合</u></p>

現行	改正案
	<p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 オンライン会議システムを活用した会議の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>
(定足数) 第 15 条 (略)	(定足数) 第 15 条 (略)
第 16 条～第 18 条 (略)	第 16 条～第 18 条 (略)
(秘密会) 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 _____	(秘密会) 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、秘密会とした会議においては、オンライン会議システムによる出席は認めない。
2 (略)	2 (略)
第 20 条～第 30 条 (略)	第 20 条～第 30 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。